

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 3月 2日

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本業務については、近畿地方整備局管内において建設発生土の工事間利用促進を図るため、『建設発生土情報交換システム』を用いて、建設発生土の工事間利用情報を収集整理し、利用促進に向けた基礎資料を作成するものである。また、建設発生土情報交換システムの信頼性の向上を図るため、必要に応じ、発注機関毎、データ段階毎にデータの更新状況を調査、分析し、データ更新状況をとりまとめるとともに、建設発生土情報交換システム利用と工事間利用状況との相関関係についても調査、分析し、建設発生土利用の普及拡大を図るものである。

当該業務の実施にあたっては、建設発生土情報交換システムを用いて、利用促進に向けた基礎資料を作成するとともに、建設発生土情報交換システム利用と工事間利用状況との相関関係について調査、分析を行うことから、建設発生土情報交換システムの取扱いに関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに、建設発生土の利用促進について熟知したうえでの高度な調査分析を行った実績とその能力が必要であることから、これらの要件を備える(財)日本建設情報総合センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度建設発生土工事間利用促進調査分析業務
- (2) 業務内容 建設発生土の工事間利用促進を図るため、建設発生土情報交換システムを用いた基礎資料の作成と、データの更新状況のとりまとめ及びシステム利用状況の調査・分析
- (3) 履行期限 平成20年3月31日

### 3. 業務目的

本業務は、近畿地方整備局管内において建設発生土の工事間利用促進を図るため、『建設発生土情報交換システム』を用いて、建設発生土の工事間利用情報を収集整理し、利用促進に向けた基礎資料を作成するものである。また、建設発生土情報交換システムの信頼性の向上を図るため、必要に応じ、発注機関毎、データ段階毎にデータの更新状況を調査、分析し、データ更新をとりまとめるとともに、建設発生土情報交換システム利用と工事間利用状況との相関関係について調査、分析し、建設発生土利用の普及拡大を図ることを業務目的とする。

#### 4. 応募要件

##### 基本的要件

- ・ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ・ 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているとともに平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
- ・ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

##### 技術力に関する要件

業務の実施にあたっては、建設発生土情報交換システムを用いて、利用促進に向けた基礎資料の作成と建設発生土情報交換システム利用と工事間利用状況との相関関係についての調査・分析を行うことから、建設発生土情報交換システムに関する専門的な知識と豊富な経験を有しているとともに、関係法令を熟知したうえでの高度な調査分析を行った実績とその能力があること。

##### 中立性・公平性に関する要件

建設発生土情報交換システムの建設発生土計画情報に基づき、各発注機関別の工事間利用の促進を図るもので、業務内容やデータの取扱いには、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められるとともに厳格な守秘性が求められる。

##### 守秘性に関する要件

- ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

##### 業務執行体制に関する要件

- ・ 常時、建設発生土の利用状況等を調査・分析できる担当技術者とその体制を確保していること。
- ・ 本業務を独立した執務室で実施できるとともに執務室のセキュリティが確立されていること。

##### 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局（但し、港湾空港部を除く）が発注した直轄工事における建設発生土情報交換システムを用いた発生土利用促進のための調査検討業務
- ・ 類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した工事における建設発生土情報交換システムを用いた発生土利用促進のための調査検討業務

##### その他近畿地方整備局長が必要と認めた要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館8階  
国土交通省近畿地方整備局 企画部 技術調査課 労働資材係  
TEL：06-6942-1141（代） FAX：06-6941-1812

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年3月2日(金)から平成19年3月9日(金)まで  
(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで)  
(1)に同じ。  
手渡しとする。

- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法  
平成19年3月12日(月)16時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。  
(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：  
平成19年3月23日(金)16時00分  
(4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成17・18年度土木関係建設コ  
ンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合  
も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提  
出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書  
の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木  
関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行って  
いなければならない。  
(5) 詳細は説明書による。

以上